

日本自転車競技連盟との和解成立のご報告

昨年7月1日、私が、公益財団法人日本自転車競技連盟に対して提起した訴訟について、3月27日、和解が成立しました。

連盟は、2014年6月4日に開催された理事会で、私を総監督から解任する決議を行い、私に対して解任の通知をしてきました。

それに対して、私は、連盟が、2016年度まで解任できないと合意しているにもかかわらず、何の理由もなく行った総監督解任という契約を無視した不法な行為に屈することは、自転車競技のみならず、スポーツ界全体にも悪影響を生じさせると考え、あらゆる法的手段を講じて連盟と戦ってまいりました。

その結果、今回、自転車競技連盟が、私との間で2016年度まで総監督の職から解任できない旨合意しているにもかかわらず理事会で解任決議を行ったことについて遺憾の意を表した上で解任決議を撤回すること、この訴訟及び和解を契機として、コンプライアンス体制の強化を推進することを約束しましたので、私も、本日をもって連盟との間の総監督の委嘱契約を終了させることに合意し、和解が成立したものです。

私は、今回の訴訟を提起するに当たって、契約を盾にとって総監督の地位にしがみつく気持はなく、また、連盟から損害賠償等で自分の利益を得ることも全く考えていないことを明言してまいりました。訴訟の目的は、日本自転車競技連盟における、法や契約を守る健全な組織運営を回復し、正常化することでした。

今回の和解条項で、その目的を十分に達成できると判断したため和解に応じることを決意したものです。

今回の和解を受け、連盟の内部で、不当な解任決議を行ったことを真摯に反省し、健全な組織運営のためのガバナンス、コンプライアンスの改革が行われることを期待しています。

これまで、私の行動を支持し支援して頂いた皆様に、心から感謝いたします。

平成27年3月27日 松本整